

## 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員（市議会議員の区分に係る者）の欠員に伴い、届出のあった候補者の総数が選挙すべき人数を超えたため、下記により選挙するものとする。

### 記

市議会議員 1人

令和3年9月16日

市議会議長 和 氣 健

(参考)

### 岡山県後期高齢者医療広域連合規約(抄)

(広域連合の議会の定数)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、18人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員及び長のうちから、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

(1) 市議会議員 5人

(2)～(4) (略)

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものの推薦のあった者を候補者とする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる者 関係市町村のすべての市議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村（市に限る。）の議会の議員のうちからその定数の総数の12分の1以上の者

(2)～(4) (略)

2 広域連合議員は、前項の候補者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町村議会において選挙するものとする。

3 前項の選挙は、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の例による。

4 広域連合議員の選挙の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町村議会における選挙についてはすべての町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員又は長としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員又は長でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

令和三年七月二十一日岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長告示第八号

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙（市議会議員の区分）候補者

候補者氏名 (ふりがな)	公職等の種類	個人推薦、団体推薦の別
わけ たけし 和氣 健	岡山市議会議員	個人推薦
たなか のぞみ 田中 のぞみ	岡山市議会議員	個人推薦

届出順